

ご結婚おめでとうございます

新婚世帯の皆様へ

# 最大60万円の 補助金のお知らせ

## ❀ 対象となるご夫婦 ❀

- 令和4年1月1日～令和5年3月31日までの間に結婚したご夫婦
- 宮田村に住民票があり、今後3年以上居住をする39歳以下のご夫婦
- 前年度の所得が400万円未満のご夫婦（※夫婦の所得を合算）  
※上記の要件をすべて満たすご夫婦が対象となります。

## ❀ 補助の対象 ❀

- 令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間に生じる経費で、令和4年4月1日～申請書の提出日までに支払った以下の経費

### ○居住費

結婚を機とした住宅の購入費、リフォーム費、住居を賃借する際に要した賃貸料  
敷金・礼金・共益費・仲介手数料等

### ○引越し費用

引越しに伴い運送業者へ支払った費用

## ❀ 補助金額 ❀

夫婦ともに29歳以下 最大60万円

上記以外のご夫婦 最大30万円

## ❀ 申請期間 ❀

令和4年6月1日～令和5年3月31日

## ❀ 申請書類 ❀

- 補助金申請書（役場窓口、村ホームページで配布しています）
- 婚姻を証明する書類（婚姻後の戸籍謄本など）
- 住民票（謄本）
- 所得証明書
- 納税証明書
- 補助を受けようとする対象経費の契約書・領収書等



## 申請窓口・お問い合わせ先

〒399 - 4392 長野県上伊那郡宮田村98番地

宮田村役場みらい創造課

☎0265 - 85 - 3181（代）MAIL [kikaku@vill.miyada.nagano.jp](mailto:kikaku@vill.miyada.nagano.jp)



<村ホームページ>